

千葉市監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成21年10月21日

千葉市監査委員	古川光一
同	大島有紀子
同	米持克彦
同	三瓶輝枝

21千総総第3757号
平成21年10月14日

千葉市監査委員 様

千葉市長 熊谷俊人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成15年度監査報告第5号、平成18年度監査報告第1号・第5号、平成20年度監査報告第1号・第10号、平成21年度監査報告第1号・第2号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

報告書番号 20監査報告第1号

監査の種類 財政援助団体等監査

監査の結果

(1) 財政援助団体

ア 千葉市納税貯蓄組合連合会

(ア) 補助金額の算出の基礎を記載した交付申請書等を作成すべきもの

補助金等交付規則第3条によると、補助金等の交付の申請をしようとする者は、交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎等を記載した申請書を市長に提出しなければならないと定めている。

しかしながら、納税貯蓄組合連合会が市に提出した交付申請書及び実績報告書を確認したところ、補助金の額は記載されているが、その算出の基礎が記載されていなかった。

納税貯蓄組合連合会においては、補助金額の算出の基礎を記載した交付申請書等を作成する必要があると認められた。

講じた措置

千葉市納税貯蓄組合連合会補助金の交付申請及び実績報告については、平成20年3月28日に納税管理課長から千葉市納税貯蓄組合連合会に対し、補助金の交付申請及び実績報告の際には、補助金額の算出基礎を記載するよう指導した。

このことにより、同連合会においては、平成20年度より補助金額の算出基礎を記載した交付申請書及び実績報告書を市長に提出した。

報告書番号 20監査報告第1号

監査の種類 財政援助団体等監査

監査の結果

(2) 出資団体

ア 財団法人千葉県駐車場公社

(ア) 貸借対照表等の正味財産の区分を適正にすべきもの

平成18年度から適用された公益法人会計基準第2貸借対照表によると、貸借対照表は、正味財産の部を指定正味財産及び一般正味財産に区分しなければならないと定めている。

また、同基準第3正味財産増減計算書によると、正味財産増減計算書は、一般正味財産増減の部及び指定正味財産増減の部に区分するものと定めている。

しかしながら、駐車場公社の貸借対照表及び正味財産増減計算書を確認したところ、千葉県から設立時に出捐された基本財産を指定正味財産として区分すべきところ一般正味財産として区分しているため、正味財産の状態及び増減の状況が適正に表示された貸借対照表及び正味財産増減計算書となっていなかった。

駐車場公社においては、貸借対照表等の正味財産の区分を適正にする必要があると認められた。

講じた措置

財団法人千葉県駐車場公社における貸借対照表の作成については、平成20年3月28日に地域安全課長から同公社に対し、適正に行うよう指導した。

このことにより、同公社においては、平成19年度貸借対照表を適正に作成することとした。

報告書番号 20監査報告第1号

監査の種類 財政援助団体等監査

監査の結果

(2) 出資団体

ア 財団法人千葉県駐車場公社

(イ) 固定資産の台帳管理を適正に行うべきもの

駐車場公社会計規程第36条によると、備品は10万円以上の物で、その性質上1年以上に渡って使用される物と定められており、それを記録する備品台帳として固定資産管理台帳を備えている。

しかしながら、駐車場公社では、稲毛海岸北口立体駐車場管理の無人化に伴い非常用電話の設置を行い、この工事代及び電話機代を法人税法及び租税特別措置法の特例による少額減価償却資産として一括損金算入をしたので固定資産管理台帳に記載しなかった。この処理は、税法上の会計処理であり、公社の規程に基づいて固定資産を管理するためには、残存価格にかかわらず固定資産管理台帳に記載し、管理すべきである。

駐車場公社においては、固定資産の台帳管理を適正に行う必要があると認められた。

講じた措置

財団法人千葉県駐車場公社における固定資産の台帳管理については、平成20年3月28日に地域安全課長から同公社に対し、適正に行うよう指導した。

このことにより、同公社においては、平成20年3月31日に固定資産管理台帳に当該備品を記載した。

報告書番号 20監査報告第1号

監査の種類 財政援助団体等監査

監査の結果

(3) 公の施設の指定管理者

ア 株式会社山武

(ア) 管理業務に関するマニュアルを作成すべきもの

(鎌取コミュニティセンター)

基本協定書第28条の規定によると、株式会社山武は管理業務に従事する従業員が適切に職務を実施することができるよう、管理業務に関するマニュアルを作成し、その内容について市の承認を受けなければならないと定めている。

しかしながら、株式会社山武は、従前からの処理方法により管理業務を遂行しているが、マニュアルを作成していなかった。

株式会社山武においては、管理業務を適正に実施するために管理業務に関するマニュアルを作成する必要があると認められた。

講じた措置

鎌取コミュニティセンターにおける管理業務に関するマニュアルについては、平成20年4月4日に緑区地域振興課長から株式会社山武に対し、管理業務を適正に実施するために作成するよう指導した。

このことにより、株式会社山武においては、管理業務に関するマニュアルを作成し、平成20年4月21日付けで市へ提出し、市は、これを承認した。

報告書番号 20監査報告第1号

監査の種類 財政援助団体等監査

監査の結果

(3) 公の施設の指定管理者

ア 株式会社山武

(イ) 利用時間の設定を適正に行うべきもの(勤労市民プラザ)

千葉県勤労市民プラザ設置管理条例第10条第2項によると、利用料金は別表に定める額の範囲内において、株式会社山武が市長の承認を得て定めるものとされている。

株式会社山武は、利用料金の設定にあたり、利用人数を増やすため、体育館専用使用の1区分の利用時間を3時間で申請を行い、市はそれを承認している。

しかしながら、実績報告書等を確認すると、体育館専用使用の1区分の利用時間は、市の承認を得たものと異なり、従前と同様に4時間で貸出を行っていた。

株式会社山武においては、利用時間の設定を適正に行う必要があると認められた。

講じた措置

勤労市民プラザにおける体育館利用時間の設定については、平成20年4月に勤労市民課長から株式会社山武に対し、1区分の利用時間の変更をする場合には、書面で市へ申請し、承認を得るよう指導した。

このことにより、株式会社山武においては、平成20年7月10日付けで体育館専用使用の1区分の利用時間を4時間とする旨の申請書を市へ提出し、同年8月1日付けで、市は当該申請を承認した。

報告書番号 20 監査報告第 1 号
監査の種類 財政援助団体等監査
監査の結果

(3) 公の施設の指定管理者

ア 株式会社山武

(ウ) 物品管理簿を作成すべきもの（勤労市民プラザ）

基本協定書別記に規定する施設運営・維持管理基準によると、株式会社山武は施設の運営に支障をきたさないよう事務備品の管理を行い、物品管理簿の管理を行うことと定めている。

しかしながら、株式会社山武は、自社で購入した備品について管理簿を作成しているが、市から備品明細一覧表を提供されていないため勤労市民プラザ内に存在する備品の把握、所在の確認等ができない状態であった。

株式会社山武においては、備品の管理を適正に行うために市から備品明細一覧表の提供を受け、物品管理簿を作成する必要があると認められた。

講じた措置

勤労市民プラザにおける物品管理簿の作成については、平成 20 年 4 月に市から株式会社山武に対し備品明細一覧表を提供し、勤労市民課長から適正に行うよう指導した。

このことにより、株式会社山武においては、平成 20 年 4 月に市から提供された備品明細一覧表に基づき物品管理簿を作成し、備品の管理を適正に行うように改めた。

報告書番号 20 監査報告第 1 号

監査の種類 財政援助団体等監査

監査の結果

(3) 公の施設の指定管理者

ア 株式会社山武

(エ) 備品明細一覧表の提供を行うべきもの（市民局生活文化部）

基本協定書別記に規定する施設運営・維持管理基準によると、株式会社山武は施設の運営に支障をきたさないよう事務備品の管理を行い、物品管理簿の管理を行うことと定めている。

しかしながら、市は、株式会社山武に勤労市民プラザの物品管理簿の基となる備品明細一覧表の提供を行っていないため、株式会社山武は備品の数量の把握、所在の確認等を行うことができない状態であった。

市においては、備品の管理を適正に行わせるために備品明細一覧表の提供を行なわれない。

講じた措置

勤労市民プラザにおける備品明細一覧表については、市は、株式会社山武に備品の管理を適正に行わせるため、平成 20 年 4 月に同社に対し提供した。

報告書番号 20 監査報告第 1 号
監査の種類 財政援助団体等監査
監査の結果

(3) 公の施設の指定管理者

イ 財団法人千葉市教育振興財団

(ア) 個別修繕の実施手続きを適正に行うべきもの

(美術館、市民ギャラリー・いなげ)

基本協定書第 3 4 条第 2 項によると、教育振興財団は、維持管理計画に記載されていない管理施設の修繕で費用の支出が見込まれるものを実施する必要性が生じた場合は、個別修繕計画書を提出して、当該修繕の実施について教育委員会と協議し、承認を得て実施することとなっており、同条第 3 項において、前項の規定により実施した個別修繕の結果について、個別修繕実施報告書を教育委員会に提出して報告するものと定めている。

また、同協定書第 3 6 条によると、教育委員会及び教育振興財団は、個別修繕を実施しようとする場合は、あらかじめ、費用の負担等について定めるため、協定を締結するものと定めている。

しかしながら、個別修繕に関する支出負担行為伺書等を確認したところ、教育委員会と口頭で協議をし承認を得て実施しているが、個別修繕計画書及び個別修繕実施報告書を教育委員会に提出しておらず、協定も締結していなかった。

教育振興財団においては、個別修繕の実施手続きを適正に行う必要があると認められた。

講じた措置

千葉市教育振興財団における個別修繕の実施については、平成 20 年 4 月 7 日に文化振興課長から同財団に対し、適正に事務手続きを行うよう指導した。

このことにより、同財団においては、平成 20 年度より個別修繕を実施する場合には、事前に個別修繕計画書を市へ提出し、市と協議のうえ文書による承認を得て修繕を実施し、実施後に個別修繕実施報告書を市に提出することとした。

報告書番号 20監査報告第1号

監査の種類 財政援助団体等監査

監査の結果

(3) 公の施設の指定管理者

イ 財団法人千葉市教育振興財団

(イ) 事業報告書等を適正に作成すべきもの（美術館）

基本協定書第22条第2項によると、教育振興財団は、毎年3月25日までに、翌事業年度の事業計画書に当該管理業務に係る収支予算書を添付して市に提出して、その承認を得るものと定めており、また、同協定書第23条第6項の規定によると、教育振興財団は、毎事業年度終了後30日以内に、事業報告書に管理業務に係る収支決算書を添付して市に提出するものと定めている。

しかしながら、事業計画書及び事業報告書等を確認したところ、事業を実施しているが、事業計画書又は事業報告書に記載がないものなどが見受けられた。

教育振興財団においては、指定管理業務を正しく実施し報告をするために事業報告書等を適正に作成する必要があると認められた。

講じた措置

千葉市教育振興財団における指定管理業務の事業報告書等については、平成20年4月7日に文化振興課長から同財団に対し、事業計画書及び事業報告書を適正に作成するよう指導した。

このことにより、同財団においては、平成18年度事業報告書を修正するとともに、平成19年度からは、基本協定書に則り適正に事務手続きを行うこととした。

報告書番号 21 監査報告第1号

監査の種類 財政援助団体等監査

監査の結果

(1) 公の施設の指定管理者

イ 千葉酪農農業協同組合

(ア) 事業報告を適正に行うべきもの（乳牛育成牧場）

基本協定書第22条第2項の規定によると、千葉酪農農業協同組合は、毎事業年度終了後30日以内に、報告事項を記載した事業報告書に決算書を添付して市に提出するものとされている。

しかしながら、事業報告書を確認したところ、同組合は、決算書を作成せず、事業報告書に添付しないで市に提出しているため、事業報告書では、指定管理業務の収支状況等が把握できなかった。

千葉酪農農業協同組合においては、指定管理業務の収支状況等を正確に報告する必要があることから、決算書を作成し、事業報告を適正に行われたい。

講じた措置

乳牛育成牧場における指定管理業務の事業報告については、平成21年4月8日に農政センター営農指導課長から千葉酪農農業協同組合長に対し、指定管理業務の収支決算書を作成し、事業報告書に添付して適正に行うよう指導した。

このことにより、同組合は、基本協定書に基づき決算書を作成のうえ、平成19年度事業報告書より決算書を添付し、市に提出することとした。

報告書番号 21 監査報告第1号

監査の種類 財政援助団体等監査

監査の結果

(1) 公の施設の指定管理者

イ 千葉酪農農業協同組合

(イ) 事業報告書の確認を適正に行うべきもの（経済農政局農政部）

基本協定書第22条第2項の規定によると、千葉酪農農業協同組合は、毎事業年度終了後30日以内に、報告事項を記載した事業報告書に決算書を添付して市に提出するものとされている。

しかしながら、市は、同組合から月次の収支についての報告を毎月受けていたものの、決算書を添付していない事業報告書の提出を受け、これを十分に確認せずに承認していた。

市においては、事業報告書が指定管理者の管理状況等を的確に把握するために必要な書類であることから、事業報告書の確認を適正に行われたい。

講じた措置

乳牛育成牧場における指定管理業務の事業報告書の確認については、基本協定書に基づき決算書が添付された事業報告書により適正に行うよう改めた。

平成19年度決算書については、平成21年4月24日に千葉酪農農業協同組合から市へ提出され、市は改めてその内容を確認した。また、同日提出された平成20年度事業報告書には決算書が添付されており、内容を確認し、同年4月30日にこれを承認した。